

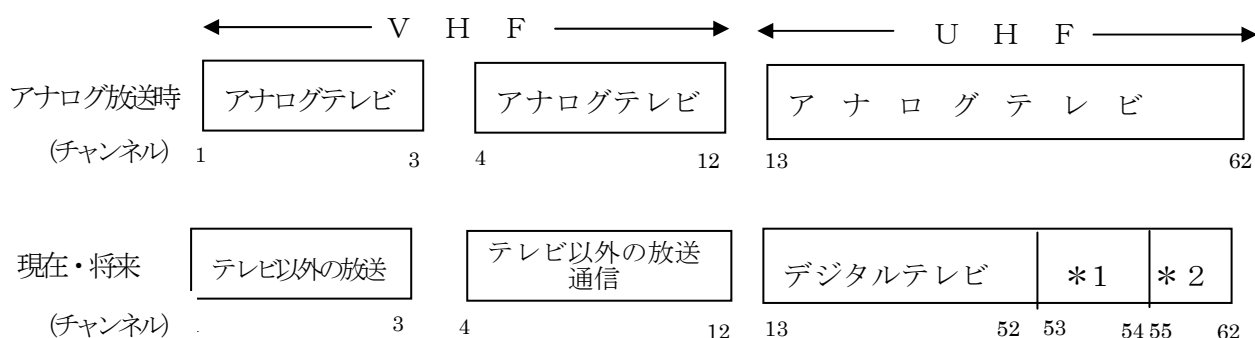
< テレビ放送用周波数割当計画 (その4) >

☆ アナログテレビからデジタルテレビ放送への移行

従来のアナログテレビ放送は、VHFの12チャンネルとUHFの50チャンネルの計62チャンネルの電波を使って行われていました。

地上デジタル放送でデジタル化し周波数を有効に利用することが可能になったため、アナログ放送終了後、空いたアナログチャンネルを含めてデジタル放送のチャンネルを再整理しました。

テレビ用に使用していた周波数の一部を移動通信などに振り向けられました。その割り当て計画変更の状況は、次の通りです。



*1 テレビ以外の放送・通信
*2 テレビ以外の放送・通信

図1 割り当て計画変更の状況

この結果、アナログ放送では62チャンネルの電波を使用していましたが、アナログ放送の終了と、さらに、デジタル放送の電波を再整理したことにより、以前の2/3のほぼ40チャンネルの電波でテレビ放送を行っています。

☆ 地上デジタルテレビ放送の免許の方針

地上デジタルテレビ放送の免許方針が2002年(平成14年)9月に総務省から発表になりました。

この方針では、既存の放送からデジタル方式の放送への全面移行するため2006年(平成18年)までに、① 地上デジタル放送を開始すること

② その放送は、高精細度テレビジョン放送（以下「ハイビジョン放送」と呼ぶことがあります。）を中心とし ③ さらに、デジタル技術の特性を生かした放送を行うこと としていました。

この放送への移行に伴う放送局の免許に当たっては、関係法令、放送普及基本計画、放送用周波数使用計画（昭和 63 年(1988 年)郵政省告示第 661 号）および電波法関係審査基準（平成 13 年（2001 年）1 月総務省訓令第 67 号）によるほか、次の方針によることとされてきました。

☆ 免許のための基本的条件

- 免許主体
アナログ放送のテレビジョン放送を行う放送局の免許を持っていること
- 放送局の要件
地上デジタル放送であって自ら行う地上アナログ放送の大部分の放送番組を含め放送することならびにハイビジョン放送を含む放送を行うこと
- 免許のための法令等への適合条件
ハイビジョン放送の比率については、1 週間の放送時間中 50%以上の時間の放送が実施されること、また、電波法 104 条の 2 第 1 項の規定に基づき付された条件を遵守し番組編成を行い、放送番組相互間の調和を図ること

☆ 地上デジタル放送普及への配慮

地上デジタル放送の普及のため、次の努力目標が定められています。

- 放送普及基本計画の規定に基づきハイビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術の特性を生かした放送の実施に努めること
- 中継局の置局促進のため、放送普及基本計画に基づくアナログ放送から地上デジタル放送への円滑な移行を行うため、親局の免許申請時において、原則として放送用周波数利用計画に掲載された中継局の建設を含めた計画を作成し、地上アナログテレビ放送の終了までの間に出来るだけ早い段階で、既設アナログテレビ放送の放送区域と同等の区域において放送が可能となるよう努めること
- 字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者や高齢者に十分配慮した放送番組を出来る限り多く設けるよう努めること

☆ 免許に当たっての条件・要望
(条件)

電波法 104 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の条件が付されています。

放送番組の編成および放送に当たっては、日本放送協会の総合放送ならびに一般放送事業者の放送の場合は教育番組 10%以上、教養番組 20%以上、日本放送協会の教育放送の場合は教育番組 75%以上、教養番組 15%以上を確保すること

(要望)

親局の免許に当たっては、次の要望が付されています。

- ・ ハイビジョン放送の比率を高めるとともに、デジタル技術の特性を生かした放送の実施に努めること
- ・ 中継局の積極的な建設に努めること
- ・ 字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者ならびに高齢者に十分配慮した放送番組を出来る限り多く設けるよう努めること

以上